

令和元年5月20日現在

機関番号：16301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13323

研究課題名(和文) 地方における死因究明制度の実態に関する研究

研究課題名(英文) A Study on Autopsy System in Rural Areas

研究代表者

松原 英世 (Matsubara, Hideyo)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号：40372726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究で明らかにされたのは、日本の死因究明制度には看過できない問題(統一的な死因究明制度の不存在、圧倒的な死体解剖率の低さ、死因究明における地域間格差)があること、そして、その改善のために死因究明関連二法が導入されたが、予算、人員、制度(とりわけ、法医学研究所のような機関の設置)の手当を欠くままでは、死因究明の十分な推進(他の先進諸国に見られるレベルに追いつくこと)は不可能であること、である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

死因究明制度は、死者の尊厳の保護に加え、遺族の納得、犯罪・冤罪の防止、事故原因の究明、伝染病の発見、死者・家族の諸権利の適切な処理等、生きている者のよりよい生のために極めて重要な役割を担っている。しかしながら、日本の場合、その制度が抱える看過しがたい問題(統一的な死因究明制度の不存在、圧倒的な死体解剖率の低さ、死因究明における地域間格差)のゆえに、その役割を十分には果たせていないことが、本研究で明らかにされた。

研究成果の概要(英文)： Japanese autopsy system has big problems such as no uniform system on autopsy, extremely low rate of autopsy, and regional imbalances of capability concerning autopsy. This study shows that we can not improve autopsy system without enough budget, manpower, professional national institutions for autopsy, though two new laws on autopsy was adopted to tackle those problems in Japan.

研究分野：刑事法

キーワード：死因究明 死因究明推進法 死因・身元調査法 法医学 チャイルド・デス・レビュー

1. 研究開始当初の背景

以下に示すとおり、わが国の死因究明制度は多数の看過しがたい問題を抱えている。

1. 体系的な死因究明制度の不存在（3つの異なる制度の並立）
2. 異状死体のスクリーニングにおける専門医師の不介在
3. 圧倒的な解剖実施率の低さ¹⁾
4. 東京と地方における「死因究明格差」²⁾

その帰結は、多くの死因が正確に判断されていない（可能性がある）ことである。

死因究明制度は、死者の尊厳の保護に加え、遺族の納得、犯罪・冤罪の防止、事故原因の究明、伝染病の発見、死者・家族の諸権利の適切な処理等、生きている者のよりよい生のために極めて重要な役割を担っているのであるが、前述の制度の不備・機能不全から、日本のそれは、その役割を十全に果たせていない状況にある³⁾。死因究明制度の抜本的改革はわが国にとって焦眉の課題といえるだろう。

注1) 解剖率の低さについていえば、比較対象として参照されることの多い諸外国での解剖率（米国 12.5%、英国 45.8%、ドイツ 19.3%、スウェーデン 89.1%、フィンランド 78.2%、オーストラリア（ビクトリア州） 53.5%）は、日本のそれを大幅に上回っている（犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度のあり方に関する研究会 2011：6-9）。なお、それぞれの解剖率は、米国については2008年、オーストラリアは2009年7月から翌6月まで、その他の国々については2009年のものである。

注2) 死因究明における地域間格差についていえば、死因究明関連二法施行前の2010年では、日本全体の解剖率が11.2%であるのに対して、監察医制度が置かれ、専門の解剖機関が存在する東京都、神奈川県（但し、神奈川県は2015年3月31日に監察医制度を廃止した）、大阪府、兵庫県（これらの都府県で全国の解剖総数の64.9%を占める（行政解剖に限っていえば94.5%を占める））を除いた地域のそれは5.8%に過ぎない。これらの数値から明らかなように、監察医制度のない地域では、検視・死体見分、検案において犯罪の疑いが認められないかぎり、死体が解剖されることはまれである。すなわち、監察医制度の有無によって死因究明の精度に大きな地域間格差が存在するということであり、さらにいえば、監察医制度のない地域では、犯罪性がなければ（ないと判断されれば）死因や死亡の種類の設定がなおざりにされているということである。

注3) このような解剖率の低さは、犯罪死の見逃しや事故死の見逃しの（高度な）危険性ははらむものであり、警察庁によれば、1998年以降に発覚した犯罪死の見逃し事案（1980年～2009年の間に発生した事件について）は43件あり、そのうち22件が「死因について誤った判断がなされたもの」で（それ以外は「死因は誤っていないが犯罪性を見落とししたもの」である）、その大半については解剖を実施していれば犯罪死を見逃すことはなかったのではないかとされている（犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度のあり方に関する研究会 2011：7、資料4）。

2. 研究の目的

「1.」で述べた状況を改善するべく、2012年6月に、「死因究明等の推進に関する法律（以下、死因究明等推進法と表記）」、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下、死因・身元調査法と表記）」のいわゆる死因究明関連二法が制定された（後者は2013年4月に施行）。本研究では、この死因究明関連二法の影響に焦点を当てながら、大都市圏と比べて大幅にリソースを欠くゆえに制度の不備や機能不全がより顕在化しやすい地方（本研究では愛媛県）における死因究明の実態を考察する。

3. 研究の方法

「2.」で示した目的を達成するために、本研究で用いられた方法は、もっぱら、関係資料や統計の分析である。さらに、それを補うものとして関係者（警察、医師等）への聞き取り調査を行った。とりわけ、研究協力者である浅野水辺教授（愛媛大学大学院医学系研究科（法医学））からは、きわめて貴重な資料やコメントをいただいた。

4. 研究成果

その詳細は、以下に示す発表論文①②③に譲ることにして、ここでは主要な結論のみを簡潔

に示すにとどめたい。

愛媛県では死因究明関連二法のいずれについても法の趣旨に沿った運用が行われていた。しかしながら、そのような愛媛県であっても、現行の枠組みでは限界がある。例えば、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度のあり方に関する研究会（2011）では、全国の解剖率を20%まで引き上げることが当面の目標とすることが提言されたのであるが（またさらに、将来的には国際的な水準に照らして、解剖率を50%に引き上げることが目標とすることが望ましいとされた）、これを愛媛県に当てはめれば、2016年だと431.2件の解剖を実施することになる（解剖率50%の場合、1078件である）。そのためには、2016年の愛媛県の解剖実施数が110件であるから、単純に計算すれば、現行の約4倍の体制が必要となることになる（解剖率50%の場合は約10倍の体制が必要となる）。すなわち、死因・身元調査法を作ってみても、それだけでは死因究明制度の劇的な向上（犯罪死・事故死の見逃しの防止）を図ることはできないということである。それゆえに、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度のあり方に関する研究会（2011）では、先の提言に併せて、新制度を十分に機能させるためには、国の機関として法医学研究所を都道府県ごとに設置することが必要であること、またさらに、犯罪死の見逃し防止を目的とする施策は全国的に同一の水準で実施される必要があることから、法医解剖に要する費用は国が負担することが提言されたのである。しかしながら、こうした提言に呼応したはずの死因究明等推進法（それは現行の死因究明制度の枠組み自体の変更を目指したものである）の下で閣議決定された死因究明等推進計画においては、そのような体制面の整備についてほとんど言及されることはなかった。制度面での手当てがないかぎり、愛媛県のような優等生であっても、法執行当局の努力だけで当初に目指された（はずの）水準での死因究明の推進は不可能であろう。

上の結論に関連して、犯罪学への示唆についても触れておきたい。日本の死因究明制度の実態を知れば知るほど、次のような疑問が浮かぶ。すなわち、日本は本当に安全な社会なのだろうか、安心して暮らせる社会なのだろうか、との疑問である。犯罪統計を見るかぎり、他の先進諸国と比較して、日本の犯罪発生率は極めて低い水準にある。しかしながら、先に述べたように、日本において犯罪が見逃されている可能性は小さくない。また、見逃されているのは犯罪だけではなく、事故や病気等も考えられる。死因究明制度が改善されれば、そうした見逃しが減るだけでなく、薬物等の汚染実態等をより正確に把握することも可能となる。

他方で、解剖等によって客観的証拠が揃っていれば、冤罪はもちろんのこと、自白重視の捜査手法を変更できるとともに、不必要な捜査によってもたらされる関係者のプライバシーの侵害をも防ぐことができる。

犯罪や事故の防止は、サンクションを用いた行動統制のみによって達成されるものではない。その発生の機序を知り、そうした事態を避ける、あるいは、その発生要因を取り除くことで防ぐこともできる（むしろその方が効果的であろう）。

そのように考えれば、死因究明の量と質を向上させることで、避けることのできた死／暴力をより多く把握することが肝要となる。こうした視点において、犯罪学が果たせる役割は少なくないものと思われるが、そのためには死因究明制度との連携が必要であることはいうまでもないだろう。

なお、研究成果の一つとして、下記のようなシンポジウムを行ったことを付記しておきたい。

シンポジウム「日本の死因究明制度の現状とこれから」

日時：2018年6月30日13：30～17：30

場所：広島大学東千田未来創生センター

プログラム

報告1：松原英世（愛媛大学法文学部教授）

「新法施行後の死因究明制度の運用状況と問題点」

報告2：河村有教（海上保安大学校准教授）

「海上における死体の捜査と調査について」

報告3：寺町東子（弁護士・社会福祉士・保育士）

「保育事故から見るCDRの必要性」

報告4：小佐井良太（愛媛大学法文学部教授）

「日本版CDR構想の意義と課題」

コメント

折橋洋介（広島大学大学院社会科学部准教授）

浅野水辺（愛媛大学大学院医学系研究科教授）

George Mousourakis（広島医療社会科学部研究センター客員教授／立命館大学国際関係学部准教授）

司会

吉中信人（広島医療社会科学部研究センター副センター長／広島大学大学院社会科学部研究科教授）

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計3件)

- ① 松原 英世、死因究明関連二法のインパクト：愛媛県における死因究明制度の運用実態を手がかりとして、大阪市大法学雑誌、査読無、64巻4号、2019、65-102
- ② 松原 英世、愛媛県における死因究明の状況、愛媛法学会雑誌、査読無、45巻1=2号、2019、65-81
- ③ 河村 有教、日本の死因究明制度の現状と課題について：刑事訴訟法上の検視及び司法解剖と『警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律』上の調査解剖を中心に、海保大研究報告法文学系、査読無、63巻、2019、61-81

[学会発表] (計2件)

- ① 松原 英世、死因究明関連二法のインパクト、日本法社会学会、2018
- ② 河村 有教、Criminal Investigation and Administrative Procedure of Corpses in Japan、Asian Law and Society Association、2018

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：小佐井 良太

ローマ字氏名：(Ryota Kosai)

所属研究機関名：愛媛大学

部局名：法文学部

職名：教授

研究者番号 (8桁)：20432841

研究分担者氏名：河村有教

ローマ字氏名：(Arinori Kawamura)

所属研究機関名：海上保安大学校 (国際海洋政策研究センター)

部局名：国際海洋政策研究センター

職名：准教授

研究者番号 (8桁)：30403215

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：浅野水辺

ローマ字氏名：(Migiwa Asano)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。